

2008年6月12日  
(平成20年)

藤 沢 市 教 育 委 員 会  
委員長 鈴木 紳一郎 様

藤 沢 市 個 人 情 報 保 護 制 度  
運 営 審 議 会 会 長 畠 山 関 之

奨学生選考委員会の庶務事務に係るコンピュータ処理について  
(答申)

2008年5月29日付けで諮問(第324号)された奨学生選考委員会の庶務事務に係るコンピュータ処理について次のとおり答申します。

## 1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第18条の規定によるコンピュータ処理をする必要性は、「3審議会の判断理由」に述べるところにより認められる。

## 2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理をする必要性は次のとおりである。

### (1) 諮問に至る経過

藤沢市奨学金制度では、学校教育法に規定する高等学校または中等教育学校の後期課程(それらにおいて行われる通信による教育の課程を除く。)に就学することが、経済的理由により困難な者に対し、就学を奨励するため奨学金を給付している。

奨学金の選考・給付を受けるには、藤沢市奨学金規則第2条に基づき、藤沢市の住民基本台帳に記録されていることが必要となる。また、同一世帯の構成員及び保護者の情報も選考・給付の手續に必要となる。

選考は、12月に申請を受付け、1月に選考委員会用の資料を作成し、2月に選考委員会を開催、3月に内定通知、4月に決定通知を交付する。2月の選考委員会の開催及び4月の決定通知の交付にあたり、直近の住民登録情報を確

認する必要がある。

給付は、原則年4回（平成19年度は5月・7月・10月・1月に申請口座に振り込んだ。）であり、資格要件である藤沢市の住民基本台帳に記録されていることを確認したうえで、支払いの手続をする必要がある。

また、定例的な給付以外にも、奨学生の退学や藤沢市外への転出による資格喪失から発生する、年度途中の補欠者の繰り上がり採用の給付時や、異動届（奨学生及び保護者の住所・氏名等変更）が提出された時など日常的に確認が必要となる。

そこで、必要な情報をコンピュータ処理（バッチ処理及び画面に情報を出力）することを、条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

なお、奨学生及び奨学生補欠者の保護者全員から、奨学金給付において必要な情報を調査することに対する同意書の提出を受けている。

## (2) コンピュータ処理する必要性

ア 奨学生選考に際しては、1月の選考委員会用資料作成時随時、2月の選考委員会開催直前（2月1日現在）と4月の決定通知送付直前（4月1日現在）に住民登録を再確認する必要がある。

イ 奨学金給付に際しては、給付前に、奨学生が藤沢市の住民基本台帳に記録されているかを確認する必要がある。

また、奨学生の資格喪失による補欠者の繰り上がり採用や、異動届が提出された場合の住民登録の確認など、日常的にも住民登録を確認する必要がある。

住民登録の記録について、確認しなければならない件数は、年間延べ約1800件になる。

この確認のために必要な情報を保有しているのは、市民窓口センターである。

このことから、確認の方法として、(ア)必要な度に、保護者に住民票を提出させる、(イ)必要な度に、市民窓口センターに住民票の公用請求や照会依頼をする、などが考えられる。

しかし、それぞれ次の理由により、不適當または、確認が困難であると考えられる。

(ア) 奨学生の保護者に年4回住民票を提出させることは、家庭状況を考慮すると、経済的にも時間的にも負担となり、所定の手続が滞り給付が遅れることにつながる。また、年間延べ約1800世帯分の住民票を提出させ保管することは効率的ではない。

(イ) 年間延べ約1800世帯分の住民票や紙ベースのリストを出力し保管す

ることや、必要な度に依頼・請求することは、効率的でなく、確認にも時間がかかり給付が遅れることにつながる。

(ア)、(イ)に共通して言えることは、事務処理の効率性が損なわれるだけでなく、一日も早く給付を受けたい奨学生への給付が遅れることにより、奨学金制度の趣旨をも損なうことになる。

こうしたことから、まず、学校教育課で保有している奨学生の情報と、市民窓口センターで保有している情報を、IT推進課でバッチ処理により照合する。そして、アンマッチ分のみ、学務課に設置されている住民情報検索端末を利用して、学校教育課職員が画面に情報を出力するコンピュータ処理を行うことが適切であると考え。 (アンマッチ分を、さらに窓口センターに照会依頼して確認する方法では、給付が遅れ、効率的ではない。)

また、日常的に確認が必要な場合にも、随時、端末を利用するものである。(転出等、1件1件発生するものを、その都度照会依頼により確認する方法では、繰り返し採用者への連絡や給付が遅れるなど、効率的ではない。)

#### (3) コンピュータ処理する個人情報

奨学生及び保護者等奨学生と同世帯の構成員の現住所、氏名、生年月日を、市民窓口センターの住民情報と照合するためバッチ処理する。また、奨学生及び保護者等奨学生と同世帯の構成員の現住所、氏名、性別、生年月日、続柄、前住所、市民となった日及び届出日、住所を定めた日及び届出日を画面に出力する。

#### (4) 安全対策

利用する情報及び端末については、次のとおり個人情報の管理に努める。

ア その職務に当たる担当職員のみが利用する。

イ 端末利用については、担当職員専用のパスワード及びIDが付与される。

ウ 端末利用については、誰が、いつ、何の情報を検索したか、記録が残る。

エ 目的以外の利用はしない。

#### (5) 実施時期

2008年(平成20年)6月12日以降の必要な度、随時

#### (6) 提出資料

ア 藤沢市奨学金規則

イ 奨学金給付申請書

ウ 藤沢市奨学金申請にかかる同意書

エ 奨学生採用等決定通知書

オ 藤沢市奨学生個人票兼口座振込依頼書

カ 藤沢市奨学金受給にかかる同意書

キ 奨学生異動届

- ク 奨学金給付停止／取消通知書
- ケ 平成20年度藤沢市奨学生募集のおしらせ（保護者への通知文）
- コ 個人情報取扱事務届出書

### 3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論のとおり判断をするものである。

#### (1) コンピュータ処理をする必要性について

ア 奨学生選考に際しては、1月の選考委員会用資料作成時随時、2月の選考委員会開催直前（2月1日現在）と4月の決定通知送付直前（4月1日現在）に住民登録を再確認する必要がある。

イ 奨学金給付に際しては、給付前に、奨学生が藤沢市の住民基本台帳に記録されているかを確認する必要がある。

また、奨学生の資格喪失による補欠者の繰り上がり採用や、異動届が提出された場合の住民登録の確認など、日常的にも住民登録を確認する必要がある。

住民登録の記録について、確認しなければならない件数は、年間延べ約1800件になる。

この確認のために必要な情報を保有しているのは、市民窓口センターである。

このことから、確認の方法として、(ア)必要な度に、保護者に住民票を提出させる、(イ)必要な度に、市民窓口センターに住民票の公用請求や照会依頼をする、などが考えられる。

しかし、それぞれ次の理由により、不適當または、確認が困難であると考えられる。

(ア) 奨学生の保護者に年4回住民票を提出させることは、家庭状況を考慮すると、経済的にも時間的にも負担となり、所定の手続が滞り給付が遅れることにつながる。また、年間延べ約1800世帯分の住民票を提出させ保管することは効率的ではない。

(イ) 年間延べ約1800世帯分の住民票や紙ベースのリストを出力し保管することや、必要な度に依頼・請求することは、効率的でなく、確認にも時間がかかり給付が遅れることにつながる。

(ア)、(イ)に共通して言えることは、事務処理の効率性が損なわれるだけでなく、一日も早く給付を受けたい奨学生への給付が遅れることにより、奨学金制度の趣旨をも損なうことになる。

こうしたことから、まず、学校教育課で保有している奨学生の情報と、市

民窓口センターで保有している情報を、IT推進課でバッチ処理により照合する。そして、アンマッチ分のみ、学務課に設置されている住民情報検索端末を利用して、学校教育課職員が画面に情報を出力するコンピュータ処理を行うことが適切である。（アンマッチ分を、さらに窓口センターに照会依頼して確認する方法では、給付が遅れ、効率的ではない。）

また、日常的に確認が必要な場合にも、随時、端末を利用するものである。（転出等、1件1件発生するものを、その都度照会依頼により確認する方法では、繰り上がり採用者への連絡や給付が遅れるなど、効率的ではない。）

以上のことから判断すると、コンピュータ処理をする必要性が認められる。ただし、コンピュータ処理を含めて事務手続の内容が諮問書及び実施機関の説明からは分かりにくいものであったため、今までの事務手続と今後の事務手続のそれぞれの流れをフローチャートにして報告することを条件とするものである。

#### (2) 安全対策について

実施機関では、安全対策として以下アからエまでに掲げる措置を講じることとしている。

ア その職務に当たる担当職員のみが利用する。

イ 端末利用については、担当職員専用のパスワード及びIDが付与される。

ウ 端末利用については、誰が、いつ、何の情報を検索したか、記録が残る。

エ 目的以外の利用はしない。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が施されていると認められる。

#### (3) 意見

なお、資料として提出された「藤沢市奨学金申請にかかる同意書」の同意文についてであるが、実施機関の説明によれば、申請があった者すべてについて住民登録及び世帯の所得状況等を調査するとのことであった。そうであるとすれば、不明確な点の有無にかかわらず調査をするのであるから、同意文中の「不明確な点がある場合は、」の部分削除すべきである。

#### (4) 補足意見

また、審議会の権限に属する事項ではないが、資料として提出された奨学生採用等決定通知書の書式につき、藤沢市行政手続条例第7条に定められているところの処分の理由の提示がされていないので、修正について検討されたい。

以 上